

第15章 住宅

重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助

〈窓口〉各区役所支援課（3ページ参照）

肢体に不自由のある方が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※介護保険、日常生活用具の給付対象となる改修は対象外となります。また、世帯の課税状況により対象外となる場合があります。

※改修内容などに制限がありますので、必ず改修前にご相談ください。

◇対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由1～3級の方

◇補助額

改修費用の3分の2（限度額300,000円）

◇申請に必要なもの

手帳、見積書、図面、改修前の写真、印鑑

県営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉埼玉県住宅供給公社県営住宅課

浦和区仲町3-12-10 TEL 829-2875 FAX 825-1822

住宅の入居を希望する方は、1月、4月、7月、10月の定期募集で申し込みをしていただきます。

申し込み締切後に抽せんを行い当選者を決定しますが、下記に該当される方及びその同居の親族などの場合は、一般の方に比べ当選する確率が高くなる制度です。

◇対象者

一般住宅、高齢者・障害者住宅、単身住宅、車いす住宅、単身車いす住宅に申込みをした場合

- (1) 身体障害者手帳1級～4級の方
- (2) 療育手帳①・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

市営住宅の抽せんにおける優遇措置

〈窓口〉住宅政策課 TEL 829-1521 FAX 829-1982

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 829-2878 FAX 825-1822

住宅の入居を希望する方は、4月、8月、12月の定期募集で申込みをしていただきます。

優遇方法は、本来1世帯に1つ抽せん番号を付与しますが、申込者又は同居する親族が下記のいずれかに該当する世帯においては抽せん番号をさらに1つ付与しますので、一般の方に比べ当選する確率が高くなる制度です。

◇対象者

- (1) 身体障害者手帳1級～4級の方
- (2) 療育手帳④・A・Bの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

民間賃貸住宅への入居支援

埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度

〈窓口〉埼玉県住宅課 TEL 830-5573 FAX 830-4888

埼玉県住まい安心支援ネットワーク事務局 TEL 829-2865

インターネットホームページアドレス：<http://www.sasn.jp/safety/>

障害者世帯、高齢者世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行い、登録された住宅情報を提供することで、これらの方々の住まい探しをサポートする制度です。

※家賃補助制度ではありません。

◇対象者

障害者世帯（単身の障害者又は障害者がいる世帯）

さいたま市入居支援制度

〈窓口〉住宅政策課 TEL 829-1520 FAX 829-1982

家賃の支払い能力があるにもかかわらず、民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、情報提供等を行い、入居を支援する制度です。

※家賃補助制度ではありません。

◇対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を含む世帯

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

〈窓口〉住宅政策課 TEL 829-1520 FAX 829-1982

障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。

◇対象者

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者を含む世帯
※物件ごとに入居対象者の範囲・条件が異なります。

◇登録住宅一覧

「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専門の検索・閲覧サイト」

インターネットホームページアドレス：<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>